

別紙1

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	中間財務諸表等規則
中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	中間連結財務諸表規則
四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	四半期連結財務諸表規則
改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	新財務諸表等規則
改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	新連結財務諸表規則
改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	新四半期連結財務諸表規則
改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	新財務諸表等規則ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	財務諸表等規則	
	第8条第41項(定義)	
1	改正案の第8条第41項で金融商品を定義しているが、金融資産に「現金及び預金」が含まれていないように思われる。「現金及び預金」を含めるべきではないか。	新財務諸表等規則第8条第41項で規定する金融商品とは「金融商品に関する会計基準」にいう金融商品をいい(新財務諸表等規則ガイドライン8-41)、「現金及び預金」についても同項で定める金銭債権又は「これらに準ずるもの」として金融資産に含まれます。
	第8条の6の2(金融商品に関する注記)	
2	注記事項の内容が詳細すぎるのではないか。これだけ詳細にすると、事実上金融機関で金融派生商品を保有できなくなり、またサブプライムで問題になったように信用収縮が発生すると時価が著しく低下し、かえって実態がわからなくなるおそれがある。 その結果、金融派生商品の市場がさらに縮小しかねない。	今回の改正は、金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価等の情報に対するニーズが拡大していることや国際的な会計基準において金融商品に係る時価やリスクに関して開示が求められていること等を踏まえて「金融商品に関する会計基準」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
3	改正案の第8条の6の2第1項第2号の「時価」について、特定預金や店頭デリバティブなどの金融商品についても「金融商品会計に関する実務指針」で定める「自社における合理的な見積りが困難な場合には、対象金融資産について・・・(略)・・・価格をブローカーから入手して、それを合理的に算定された価額とすることができる」との	個別の金融商品に係る時価の算定方法の適否について一概に申し上げることはできませんが、「金融商品に関する会計基準」では「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等も参照する必要があるとされていると承知しております。

	取扱いと考えてよいか。	
4	改正案の第8条の6の2第6項で「その他負債」と記載しているが、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の記載にあわせて「その他の負債」と記載すべきではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
第8条の9(持分法損益等の注記)		
5	改正案の第8条の9で、開示対象特別目的会社の開示と持分法損益の開示を「持分法損益等の注記」として1つの条文で規定しているが、両者は異なる内容であるため別々の条文として規定すべきではないか。	連結財務諸表を作成していない会社に関連会社がある場合の注記と一定の特別目的会社がある場合の注記であり、関連性があるものと考えます。
第49条(流動負債の区分表示)、第52条(固定負債の区分表示)		
6	流動負債、固定負債において、「資産除去債務」の金額が負債及び純資産合計の100分の1以下である場合、区分掲記及び金額の注記が不要である旨を記載する必要がある。「資産除去債務に関する会計基準」上、資産除去債務の金額に重要性が乏しい場合、「その他」として記載することも適切な科目名で表示することに含まれると考えられるのではないか。	流動負債及び固定負債の区分表示については、財務諸表等規則等の規則ごとに、他の項目の科目掲記と揃えているものです(例えば新連結財務諸表規則では、ご指摘のような取扱いによることとしています)。また注記については、例えば新財務諸表等規則第8条の28において、「重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる」としています。なお、ご指摘の点も勘案し、資産除去債務明細表については、資産除去債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下である場合には作成を省略することができる旨の規定を置くこととしました。
第121条第1項第6号(附属明細表の種類)		
7	「資産除去債務の総額の期中における増減内容」は、改正案では注記事項(当事業年度における資産除去債務の総額の増減)と附属明細表(法的規制等の種類ごとの区分)に分けて開示することを求めている。しかし、資産除去債務に関する記載内容を2箇所に分けて記載することは投資家の利便性に欠けることから、資産除去債務に関する事項は注記又は附属明細表としてまとめて開示することが適切ではないか。	資産除去債務明細表は、資産除去債務の明細を記載することを想定しているものです。なお、注記事項と資産除去債務明細表における記載の重複を避けるため、明細表に記載すべき事項が注記事項として記載されている場合には、その旨を記載することにより明細表の記載を省略することができることとしております。
連結財務諸表規則		
第15条の5の2(金融商品に関する注記)		
8	米国に所在する連結子会社が米国会計基準に基づいてリース債務を計上する場合、「リース債務」として注記するのか、「金利の負担を伴うその他負債」として注記するのかについて明示が必要ではないか。	新連結財務諸表規則第15条の5の2第6項に定める「リース債務」は第37条第1項第3号及び第38条第1項第3号に規定する「リース債務」を言います。なお、外国の会計基準に基づくリース債務については、その経済実態に応じて連結財務諸表規則上の「リース債務」として取り扱うことも考えられます。
四半期連結財務諸表規則		
第35条(流動資産の区分表示)		
9	連結財務諸表においてたな卸資産を区分して表示することになると、連結作業において各種の振替を行う必要が生じ作業負担がかかる。また、たな卸資産を区分して開示しても、開示情報としての価値は低いと考えられる。 国際的に見ても、連結貸借対照表においてたな卸資産を区分表示している例は見当たらず、必	改正前の四半期連結財務諸表規則ではたな卸資産の区分表示を5区分していますが、これを米国における開示の例も参考に、今般3区分に改めるとともに、財務情報の比較可能性の観点も踏まえ、財務諸表等規則等の各規則(中間財務諸表等規則及び中間連結財務諸表規則を除く。)におけるたな卸資産の区分表示を3区分に揃えること

<p>須の注記情報としている例も必ずしも多くはないように思われる。</p> <p>連結財務諸表規則と四半期連結財務諸表規則においては、「たな卸資産」として一括して掲記することとし、注記も不要とすべきではないか。</p>	<p>としたものです。なお、今般の改正では、たな卸資産を示す名称を付した科目をもって一括して掲記することも可能とし(ただし3区分の金額注記が必要)、また新四半期連結財務諸表規則等において、流動資産について他の項目に属する資産と一括して掲記する場合における当該項目に属する資産の科目及びその金額の注記に係る規定を削ることとしています。</p>
---	--